明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○海上運送法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通八七）　一

〔告　示〕

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務三一九）　二

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一九九）　七

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第二十六条第四項及び第五項において準用する同法第十七条第二項の規定に基づく意見陳述の通知の件（公安審査委一）　七

○分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件の一部を改正する件（財務二五九）　七

○国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件の一部を改正する件（同二六〇）　七

○財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件の一部を改正する件（同二六一）　七

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律第九十一条の規定に基づき、登録調査機関の業務の廃止の届出があった件（経済産業二四一）　八

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十九条の規定に基づき、登録調査機関の事業所の変更の届出があった件（同二四二）　八

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一三四三）　八

○直轄砂防工事を施行する件（同一三四四）　八

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同一三四五）　九

○海上運送法施行規則第二十三条の十一第三号ハの国土交通大臣が定める事業を定める件（同一三四六）　九

○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二二八～二三二）　一〇

〔国会事項〕

内閣　一〇

〔官庁報告〕

労働

最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示二、佐賀同二）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　三〇

省令

○国土交通省令第八十七号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第十条の三第二項（同法第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十二条の二第二項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）、内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第九条第二項、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三条の二第二項及び第百三十七条の二、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十八条の三第二項（同法第三十八条及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第二十六条において準用する場合を含む。）及び第六十三条並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十六条第二項（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）及び第六十五条の規定に基づき、海上運送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月二日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

海上運送法施行規則等の一部を改正する省令

（海上運送法施行規則の一部改正）

第一条　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第三号ハ、第二十一条の十九第三号ハ及び第二十二条の二第三号ハ中「事故」の下に「、災害」を加える。

第二十三条の十一第三号ハ中「事故」の下に「、災害」を、「防止対策」の下に「（感染症が発生した場合に当該感染症がまん延するおそれが特に大きいものとして国土交通大臣が定める事業を営む者にあつては、感染症の発生及びまん延の防止対策を含む。）」を加え、同号ニ中「場合」の下に「（ハに規定する者にあつては、感染症が発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）」を加える。